

# 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 施設予約取消に係る使用料還付のお知らせ

日頃、仙台市のスポーツ・公園施設をご利用頂き、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、施設予約取消の取り扱いについては以下のとおりとすることといたしました。

## 【使用料の取り扱いについて】

イベント等の主催者や利用者の皆さまが新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために予約していた施設の利用を取りやめる場合には、お支払済みの使用料を還付いたしますので、各施設の窓口等へお申し出ください。

## 【還付の対象期間】

令和2年2月20日～令和3年3月31日使用分

## ※経過措置

令和3年4～9月使用分について、令和3年3月31日までにキャンセルを申し出た場合は、取消料はかかりません。

令和2年11月30日

仙 台 市